

南九州市選挙管理委員会告示第 32 号

令和 8 年 3 月の定時登録において、選挙人名簿登録の日が地方公共団体の休日に当たることから、通常の登録日後の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令第 14 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 1 日

南九州市選挙管理委員会
委員長　門園　博徳

1　登録日として定めた日　令和 8 年 3 月 2 日（月）